

## 宇城市電力の調達に係る環境配慮実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇城市環境基本条例(平成18年宇城市条例第28号)第15条に基づき、市の施設で使用する環境に配慮した電力の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格の判定)

第2条 市長は、市の施設で使用する電力の調達に係る競争入札(以下「電力の調達に係る競争入札」という。)を行おうとするときは、当該入札に参加しようとする小売電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。)の電気供給事業における環境配慮の状況に基づき、入札参加資格を判定するものとする。

(環境評価項目)

第3条 前条の判定は、次の各号に掲げる環境評価項目により行うものとする。

(1) 基本項目

- ア 1kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- グリーン電力証書購入状況

(環境評価の方法等)

第4条 電力の調達に係る競争入札に参加しようとする小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目について、宇城市電力の調達に係る環境配慮評価基準(別表)により得点を算出した上で、宇城市電力の調達に係る環境配慮評価項目報告書(別記様式)に記載し、提出するものとする。

2 市長は、第1項の提出があったときは、これを確認し、次の各号のいずれかに該当する者を環境配慮に係る入札参加資格を有する者とする。

- (1) 前条第1号の得点の合計が70点以上であること。
- (2) 前条第1号の得点の合計が70点未満である場合であって、その得点の合計に同条第2号の得点を加えたときの合計が70点以上であること。

(グリーン電力証書の提出)

第5条 前条第2項第2号に該当する者は、グリーン電力証書又はその写しを提出するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、電力の調達に係る環境配慮に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

宇城市電力の調達に係る環境配慮評価基準

環境評価項目		区分		点数
(1) 基本 項目	ア 1kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh) ※1	0.000以上0.500未満		70
		0.500以上0.525未満		65
		0.525以上0.550未満		60
		0.550以上0.575未満		55
		0.575以上0.600未満		50
		0.600以上0.625未満		45
		0.625以上0.650未満		40
		0.650以上0.675未満		35
		0.675以上0.700未満		30
		0.700以上0.725未満		25
		0.725以上		20
	イ 未利用エネルギーの活用状況※2	1.350%以上		15
		0.675%以上1.350%未満		10
		0%以上0.675%未満		5
活用していない		0		
ウ 再生可能エネルギーの導入状況※3	1.50%以上		15	
	0.75%以上1.50%未満		10	
	0%超 0.75%未満		5	
	活用していない		0	
(2) 加 点 項 目	グリーン電力証書購入状況	購入あり	熊本県産	20
			他府県産	10
		購入なし		0

※1 1kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表又は各電気事業者がその環境報告書で公表した最新の「実排出係数」及び「調整後排出係数」のうち、「調整後排出係数」をいう。

※2 未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況については、二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとする。

※3 (1) 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

①未利用エネルギーの活用状況による発電電力量(kwh)を②供給電力量(需要端)(kwh)で除した数値

[算式方法] 前年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = ① / ② × 100

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者から購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。))をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措

置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

(3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電気を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4 (1) 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量

②他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量

③供給電力量

(単位は全て k w h)

[算出方式]

新エネルギーの導入状況 = ①+②/③

(2) 再生可能エネルギーとは、FIT 法第 2 条第 4 項に定められるエネルギー源を用いる。

(3) 再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) 及び供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。

別記様式（第4条関係）

宇城市電力の調達に係る環境配慮評価項目報告書

年 月 日

宇城市長 様

(入札者) 所在地  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

平成 年 月 日付、条件付き一般競争入札（平成 年告示第 号）の公告がありました市の施設で使用する電気の調達に際し、宇城市電力の調達に係る環境配慮実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり相違ないことを報告します。

1 基本項目及び加点項目

	基本項目	自社の基準値	点数
①	1 kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数（単位： kg-CO <sub>2</sub> /kWh）		
②	未利用エネルギー活用状況		
③	再生可能エネルギー導入状況		
合計点数 (A)			

	加点項目	府県産名	点数
④	グリーン電力証書購入状況		
(A) 及び④の合計点数 (B)			

注1) 1 kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数には調整後排出係数を用いる。

注2) 「自社の基準値」及び「点数」には、別表により算出した値を記載すること。

1の(A)又は(B)の合計点数が70点以上の者を宇城市電力の調達に係る環境配慮実施要綱における入札参加資格を有する者とする。

注3) 1の①から③までの「自社の基準値」を満たすことを示す書類を添付すること。

注4) 1の④の加点が必要となった場合は、グリーン電力証書（コピー可）を添付すること。

申請者 担当部署		担当者 氏名		電話 番号	
-------------	--	-----------	--	----------	--